

3. 用語解説

【アドミッション・ポリシー】

受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【エクスターンシップ】

法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修。

【オープンキャンパス】

受験生が学校を選択する際の参考とするために開催する大学見学会、体験入学等の催し。

【オフィスアワー】

授業内容等に関する学生の質問等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯。

【外部評価／第三者評価】

外部評価とは、学校の教育活動等について、学校側が選定する学外者から評価を受けること。一方、第三者評価は、第三者的立場にある評価機関等が実施する評価である。

【クリニック】

弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に即して学ばせる教育内容。

【再試験／追試験】

再試験とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験である。追試験とは、当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験である。

【司法修習】

法科大学院を修了し、司法試験に合格した後、裁判官、検察官又は弁護士となる資格を得るために必要な裁判所法に定められた研修。

【シラバス】

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

【GPA制度】

授業科目ごとの成績評価に対して、G P（グレードポイント）を付し（例えば、5段階（A、B、C、

D、F) の成績評価に対して、それぞれ4、3、2、1、0のG P)、この単位当たりの平均を出し、その一定水準を修了や進級等の要件とする制度。G P Aは、Grade Point Average の略。

【実務家教員】

専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員。法科大学院に最低必要な専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有する実務家教員を置くことが必要である。

【T A (ティーチング・アシスタント)】

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生などに対するチュータリング（助言）や実験、実習、演習などの教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院学生への教育トレーニングの機会提供を図ることを目的とした制度。

【適性試験】

法科大学院の入学者選抜において、法律学についての学識ではなく法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すために行う試験。独立行政法人大学入試センターが実施する法科大学院適性試験及び財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験はこれに相当する。

【T O E I C】

アメリカのE T Sが開発した英語によるコミュニケーション能力を測定するためのテスト。T O E I Cは、Test of English for International Communication の略。

【T O E F L】

アメリカのE T Sが開発した、アメリカやカナダへ留学を希望する外国人のための英語の学力テスト。T O E F Lは、Test of English as a Foreign Language の略。

【21世紀C O Eプログラム】

我が国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成し、研究水準の向上と世界をリードする創造的な人材育成を図るため、重点的な支援を行う文部科学省の事業。

【標準修業年限】

標準的な修業年限のこと。法科大学院における標準修業年限は3年であるが、教育上の必要があると認められる場合は、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、3年を超えるものとすることができる。

【ファカルティ・ディベロップメント（F D）】

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取組の総称。F Dと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム】

法科大学院をはじめ、各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクトを選定し、重点的な財政支援を行う文部科学省の事業。

【法学既修者／法学未修者】

法学既修者とは、当該法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認める者。法学既修者は、1年を超えない範囲で在学期間を短縮し、修了に必要な単位のうち30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。法学未修者とは、法学既修者以外の者。

【法情報調査】

法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容。

【法文書作成】

契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容。

【みなし専任教員】

実務家教員のうち、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他法科大学院の組織運営について責任を担う専任教員以外の教員。一定の範囲内で専任教員として取り扱うことができる。

【模擬裁判】

民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容。

【RA（リサーチ・アシスタント）】

学生の経済的な援助、大学における研究の円滑な実施や若手研究者の確保のため、優秀な博士課程在学者を研究補助者として雇う制度。

【ローヤリング】

依頼者との面談・相談・説得の技能や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容。